

～ よくあるご質問 ～

Q：受診券を紛失した場合はどうしたら良いですか？（特定健診・長寿健診）

A：最寄りの保健（健康）センターにご連絡ください。

Q：病院で定期的に検査をしている場合はどうしたら良いですか？（特定健診）

A：かかりつけの医療機関が市と契約を結んでおり、特定健診と同じ項目を定期的に検査されている場合、所定の様式に同意いただくことで特定健診の受診に代えることができます。詳しくはかかりつけの医療機関にご相談ください。

Q：人間ドックを受診する場合はどうしたら良いですか？（特定健診）

A：上田市国保の方は、人間ドックの健診結果を提供いただくことで「特定健診」の受診に代えることができます。市と契約を結んだ医療機関であれば、ドック受診時または補助金申請時にデータ提供の同意書をいただくことで手続きは終了します。市と契約していない医療機関で受診される場合、補助金申請時に結果表等のコピーをご持参ください。

Q：職場で健康診断を行った場合はどうしたら良いですか？（特定健診）

A：上田市国保の方で職場で受診された健康診査の結果表がお手元にある場合は、国保年金課までご連絡ください。結果表等のコピーをいただきたいため、改めてご通知いたします。

Q：上田市国民健康保険以外の場合でも上田市の特定健診を受けることができますか？（特定健診）

A：受けることができません。特定健診はご加入の医療保険者が行うものとされています。保険証の発行元にお問合せ下さい。

Q：保険証が上田市国民健康保健（国保）から社会保険等に変更となった場合はどうなりますか？（特定健診）

A：特定健診は医療保険者が行うものとされていますので、変更となった保険証の発行元にお問い合わせください。なお、年度途中で上田市国保から後期高齢者医療制度に移行される場合のみ、市から送付した受診券をそのままお使いいただけます。